

2013.7.1

107

もくじ

2

寄稿

文化財修理の現場から

絵画の保存修理について

— 真正極楽寺所蔵「花車図屏風」の修理を例に —

株式会社 岡墨光堂 代表取締役 岡 泰央

6

特集

京の茶室① 「桃山の遺響」

建築史家・京都建築専門学校教員 桐浴 邦夫

10

保護財団の活動



公益財団法人

京都市文化観光資源保護財団

Kyoto cultural tourist resources protection foundation

絵画の保存修理について

—真正極楽寺所蔵「花車図屏風」の修理を例に—

岡 泰 央

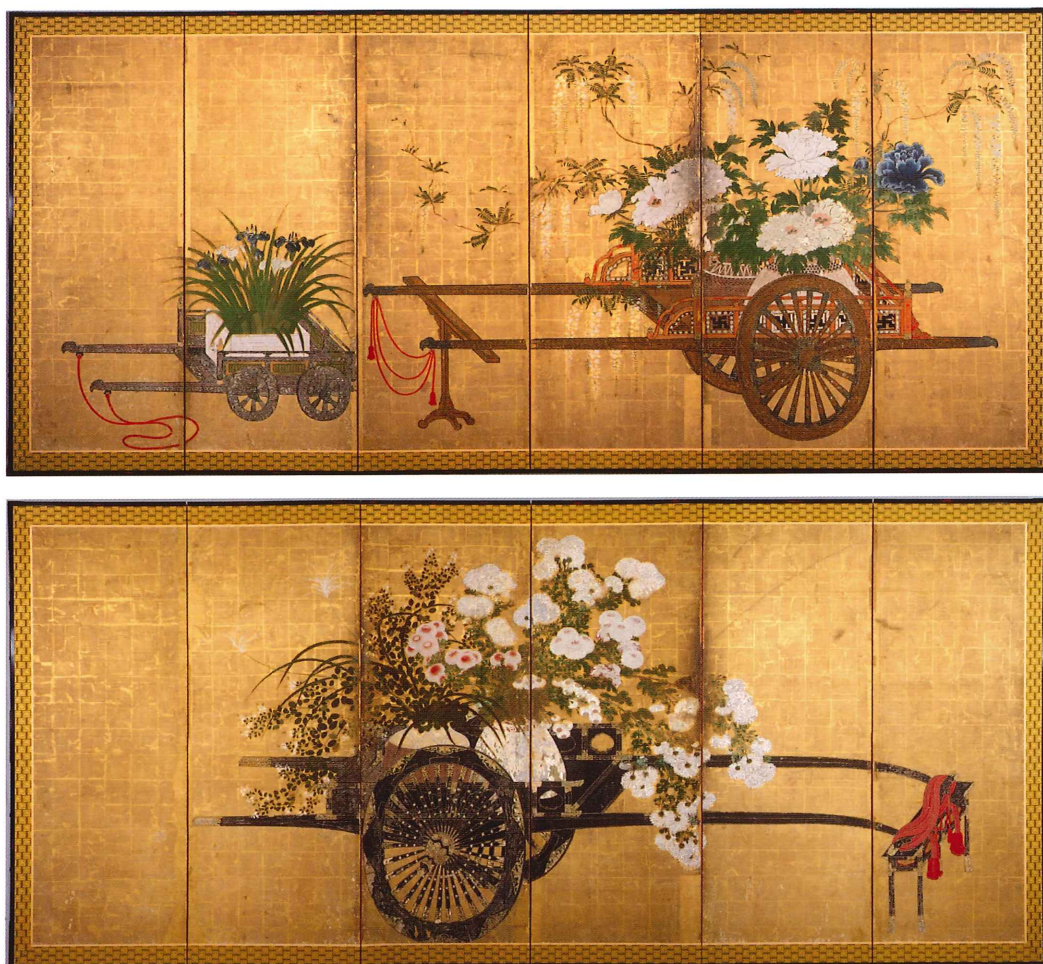
1、はじめに

真正極楽寺が所蔵している6曲1双の花車図屏風は、金地に藤や牡丹、すすきや萩、菊などを乗せた花車が描かれる江戸時代の狩野派による作品と考えられている。本稿は平成23、24年度の2ケ年にわたり、株式会社岡墨光堂によって実施されたこの花車図屏風の解体修理を例としながら、現代の絵画修理について紹介をする。

2、花車図屏風の損傷状態について

絵画にはどのような損傷が発生し、修理が必要となるのか。絵画の損傷を具体的に明示する為に、先ずはこの花車図屏風に修理が必要であると判断される発端となった損傷について触れておく。

本作品は金箔を貼った料紙の上に緑青や群青、胡粉等の様々な顔料によって彩色が施されている。伝統的に日本の絵画は素地となる紙や絹に、牛や兔の皮等か



真正極楽寺「花車図」六曲一双屏風（修理後） 写真上：右隻全図（表紙部分掲載）、写真下：左隻全図

ら抽出した蛋白質である膠の水溶液を用いて、顔料を接着させて彩色を施す。つまり西洋の絵画のようにワニス等で表面が保護されるという事が無い。その結果、日本の伝統的な絵画の表面は鑑賞時を中心に光と空気に直接的に晒されてしまうこととなる。また、接着の役割をしている膠は、時間が経てば自然に劣化し、その接着力を徐々に低下させてしまう。その結果、色鮮やかに配された彩色層は伝世の過程の中で剥落をおこしてしまう。特に花車図屏風の様な色の美しい絵画であれば、その剥落を可能な限り防がなければならないし、剥落の進行が認められたならば、その悪化を防ぐための修理処置を施さなければならない。例えば左隻に描かれている菊の花に注目してみると、胡粉でしっかりと盛り上げた立体的な花卉に大きな剥離と剥落が確認できた（写真1）。また、花車の装飾部分に注目すると、鱗状に彩色の剥離が発生しており、それが剥落へと進行しているのが明らかであった（写真2）。加えて素地となっている金箔を押した料紙についても、劣化による大きな亀裂が確認された。屏風や襖といった木製の下地に張り込む装訂形態については、安置されている場所の温湿度変化に応じて料紙は微妙に伸縮を繰り返す。その伸縮に耐えられなくなった場合、亀裂や破れといった損傷が発生させる事がある。

屏風の状態についても詳細に観察すると、作品の外周に配された表装の金欄が部分的に剥がれており（写真3）、その外側に取り付けられている漆塗りの襲木（屏風の外側に付けられる木製の枠のこと）にも多くの破損が確認できた。

以上のように絵画は彩色や素地、それを取り巻く構造体に経年の劣化（時には人為的なものが原因となる劣化や破損もあるが）によって発生してしまった損傷の悪化が懸念される場合に修理が必要であると判断されるのである。

3、絵画の修理と材料について

既述の通り、絵画には様々な損傷が伝世の過程で発生し、それを放置しておくと、その状態は悪化し、最終的には展示や鑑賞ができないようになってしまう。そうならない為にも損傷が認められた場合には、専門家による早急な修理が必要なのである。

さて、我が国において絵画の修理を進める場合には、幾つかの原則が定められているので、代表的なものを簡単に紹介しておきたい。



写真1

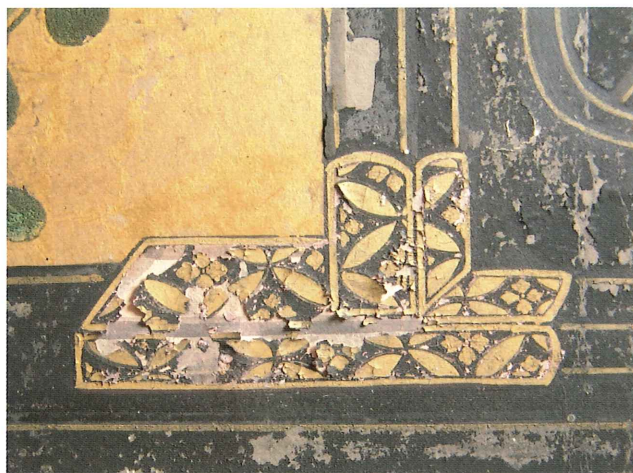


写真2



写真3

まずは修理には「現状維持」という原則があることを示しておく。これは、修理が必要とされる絵画作品の破損の状態を「現状」と認定してそれを「維持」という事ではない。言い換えるならばその作品の「真正性」の維持が前提なのである。真正性とは、その絵画がそもそも有していた本来的な表現、価値、美であり、それを維持ということがこの「現状維持」の意味

するところである。例えば修理が必要とされている作品の絵具が剥落し、素地の料紙が部分的に破損したり、虫害によって欠損しているとする。損傷の悪化による真正性の骨格となる彩色や料紙のさらなる破損を防ぐ事が修理の目的なのである。つまり、絵具が剥落によって失われた箇所に線や色を復元的に付加する事をしてはならないのだ。これは絵画そのものが制作されたことによって有している真の価値、真正性を尊重するということから定められている原則なのだ。

また、使用する材料は基本的に可逆性を有したものでなければならない。つまり、絵画に付加される裏打紙や欠損を補う補修用の紙、それらを接着する小麦の澱粉糊等の様々な材料は、必要とあれば何時でも専門家によって除去、交換ができなければならないのである。当然、すべての材料は、修理の後に作品に悪影響を及ぼす様な素材であってはならない。殆どの修理の材料は、どのような原材料で誰がどのようにして作ったものであるのかを明らかにする事によって、材料の安全性を担保している。例えば裏打ちに用いる紙は楮という桑科の植物繊維を原料としているが、絵画の保

存に適しているのは国産の楮のみが用いられ、今でも手作業で漉かれたものが使われなければならないと考えられている。それは何故だろうか。

約100年に1回程度の頻度で修理が実施される事が理想だが、修理の記録等により1世紀以上前に修理をした事が確認できる絵画を解体してみると、現時点で我々が修理に用いている素材と以前の材料に大きな違いが無いことが分かる。ここに修理現場が伝統的な材料にこだわる理由があるのである。以前に用いられた材料に近いもので修理をおこなえば、今から100年後の次の修理の際に、その材料がどのように劣化してゆくのかを明快に把握できる。つまり伝統的な材料の安全性は、これまでの時間が証明しているのである。

4、花車図屏風の修理工程

以上の様な原則の下で絵画の修理は安全性を常に重視しながら展開されてゆく。各々の工程についての詳説は紙面の都合上割愛するが、ここでは簡単に花車図



写真4

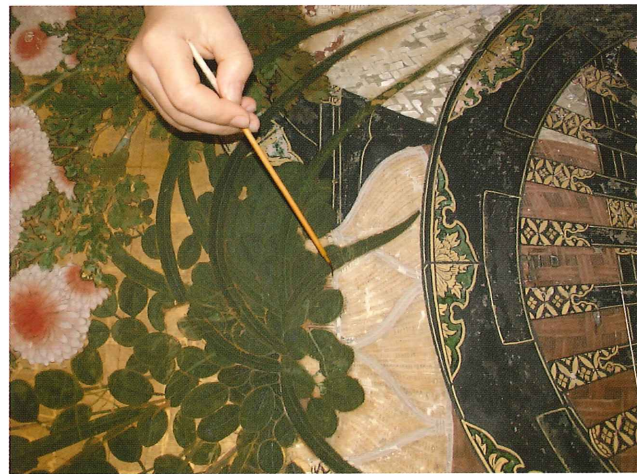


写真5

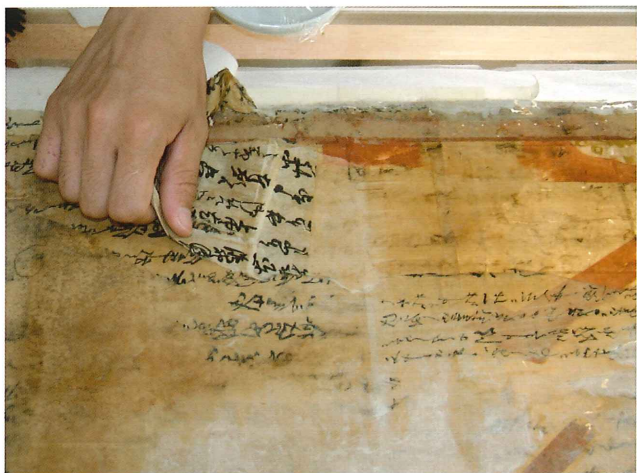


写真6

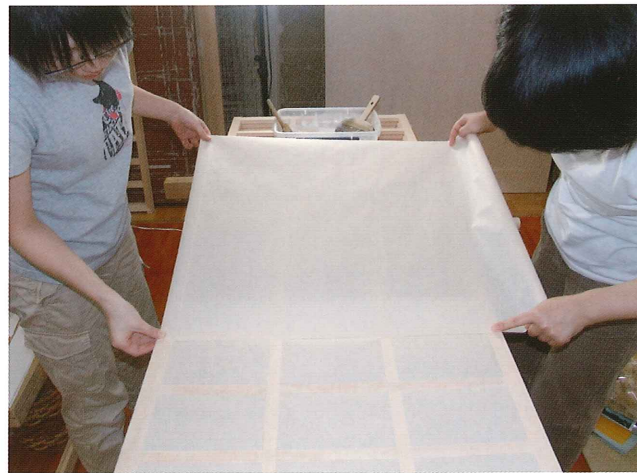


写真7

屏風の修理工程を示しておく。

- 1) 調査：修理工房内で様々な光源を用いて表面の状態を観察、記録する。彩色の状態や料紙の劣化程度等、様々な角度からの詳細な観察をおこなう事で、修理方針の詳細を定めてゆく。
- 2) 解体と剥落止め：屏風の形を解体し、本紙料紙と裏打紙だけの状態にする（写真4）。併せて剥落の進行している彩色層に筆を用いて膠水溶液を浸透させて彩色層を強化し、この後のあらゆる修理作業に耐えうるだけの強度を彩色層に与える（写真5）。
- 3) 裏打紙の除去：素地である紙は一般的に数枚の楮紙によって裏打ち加工が施されている。この裏打ちは言わば、建物の基礎部分であり、これを健全な劣化をしていないものに取り替える事で、絵の描かれた紙を裏側からしっかりと支える事ができるのである。この工程が現代の絵画修理においては、他の作業工程もさることながら、極めて高い技術水準が求められるものとして知られており、且つ欠く事のできない修理工程なのである（写真6）。
- 4) 欠損部分への補填と組み立て、補彩：亀裂や欠損の箇所には裏面から補修用の紙を充てる、あるいは補填して繕うが、厚みの斑が出てはならない。余分な補修用の紙の重なりを作らないように配慮することが肝心だ。補修の終わったものには、新たに裏打紙を小麦澱粉糊によって接着し、新調した木製の組子下地に7種9層の下張りを施して、その上に裏打ちが完了した絵を張り込む。この入念な下地への下張り加工が絵画面の保存性の向上に大きく繋がる（写真7）。これは目に見えない部分であるが、決して欠く事のできない工程と言える。最後に屏風の形に仕立てて、補填した箇所へは周囲の基調色にあわせた色を入れる。既に触れている通り恣意的な形や線等の表現は一切付加しない。

5、おわりに

（修理の結果と新知見について）

2ヶ年という時間をかけて実施された修理工程の要点だけを上記の通りに紹介したが、これによって損傷の進行は抑えられ、改めて安心して鑑賞ができる状態に花車図屏風の修理は完了した。最後に修理中に知り



写真8

得た事実の中でも興味深いと思われる下絵の指示書きについて触れておきたい。修理中に赤外線による写真撮影を行った結果、右隻第5扇にある燕子花の下絵には「志ろ」（白色のこと）のような花卉と葉の色分けの指示書きがあった（写真8）。また、第2扇の牡丹の花と葉が複雑に描き込まれている箇所については、塗り分けの際に混同する事を防ぐ為であろうか、「花」という文字の指示書きが確認できた。

修理とは言うまでもなくここに紹介した様な損傷を改善する事を主たる目的とするのであるが、その過程を通じて明らかとなった事についても正確、且つ緻密に記録をおこなって保存をしておかなければならないのである。そういった知見は美術史をはじめとする作品研究を進める上で欠く事のできない存在であり、修理とは正にその作品を見つめる様々な分野の異なった専門家達によって情報を共有してこそ、真の価値が見出されるものなのである。

（株式会社 岡墨光堂 代表取締役）

※当屏風の修復には、平成23・24年度の2ヶ年にわたり当財団で助成を行いました。

表紙写真協力／株式会社岡墨光堂

京の茶室 その1

桃山の遺響

桐浴 邦夫

はじめに

茶室は茶の湯のために調えられた施設で、極限にまで小さくした空間に無限の広がり凝縮した建築です。

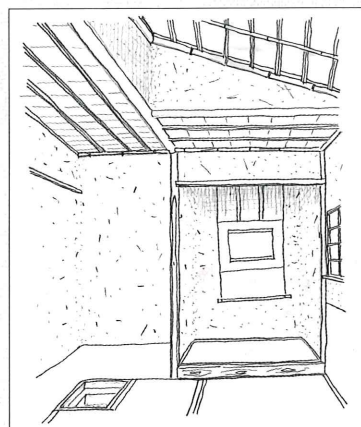
いうまでもなく京都は茶の湯の中心で、茶家をはじめ、寺院や町家などに多くの茶室が保存され活用されています。また茶室の考え方やそのデザインは、日本の伝統的な住宅やその他の建築に影響を与えています。数寄屋、あるいは数寄屋風などと呼ばれる建築がそれですが、気づかないうちに私たちの住宅の中にも取り入れられているもので、和風建築や和室といった場合、なにがしかの茶室の影響を受けていることが少なくありません。

今回のシリーズでは、そういった建築の基礎にもなっている茶室の歴史をひもときながら、京都市内に所在するいくつかの茶室を解説していこうと思います。

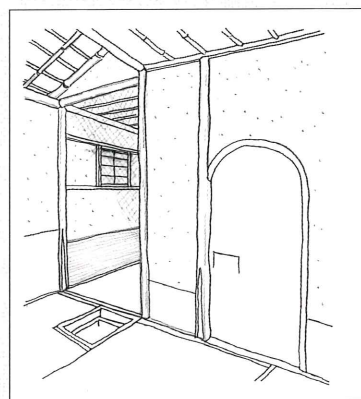
茶の湯のための専用の施設は、室町時代に現れたと考えられています。茶の湯が行われる場所が、会所と呼ばれた大きな座敷をもつ社交施設から四畳半程の小さな空間に移っていき、やがて専用の施設となりました。一方で、庶民の住宅の簡素な形からの系譜も考えられます。八代将軍足利義政が建てた慈照寺（銀閣寺）にある東求堂の同仁斎^{どうじんさい}という部屋は、現在でいう茶室とはいえないかも知れませんが、原形の一つとして位置付けられています。

やがて南蛮貿易で繁栄した堺の町衆たちが中心になり、茶の湯を発展させ、それとともに無駄を削ぎ落とした簡素な空間を作り上げていきました。そこに現れたのが豊臣秀吉のプレーン、千利休です。利休は極限の二畳を造りました。亭主（まさにその亭の主）の一畳と客の一畳。これ以上切り詰められない大きさの座敷は、山崎の妙喜庵にある待庵^{たいあん}です。他方、利休は客をもてなすことを建築という形で表現しました。大坂屋敷に造られた三畳台目（台目あるいは大目は長さが約3/4の畳）がそれです。客に床の間の前の広い三畳の空間を提供します。一方、亭主は台目畳という小さな畳を使い、客との間を中柱と袖壁^{そでかべ}という仕切りで緩やかに区切り、一段低い場所を表現しています。利休は優れた形態を生みだしました。そしてその形をみがきあげたのは、あとに続く茶人たちでした。

さて今回は、桃山の遺響ということで、利休とその直後の時代、またその影響を受けたと考えられる茶室を拝見しましょう。



妙喜庵待庵 床正面

利休大坂屋敷三畳台目の復元
客座から点前座を見る 作図／筆者やぶのうち け えんなん
藪内家燕庵

藪内家の代表的な茶室燕庵は、古田織部^{ふるたおりべ}の好みです。好みとは、その人が直接建てたという意味、そしてその人のデザインで場合によってはのちに建てられたと

いう意味もあります。ここでは以下のような展開がありました。織部は藪内家の流祖^{けんちゅう}剣仲の義兄でした。織部は利休の三畳台目に工夫を加え試行錯誤を繰り返し

ていましたが、その中の一つを大坂の陣の前に剣仲に贈ったそうです。はじめ藪内家の下長者町屋敷に建てられ、のちに現在の西本願寺にほど近い現在の屋敷に移築されました。しかし幕末の動乱の中、元治元年（1864）の兵火によって茶室は焼けてしまいました。そこで天保2年（1831）頃に摂津の武田家に建てられた燕庵を忠実に写した茶室を移築しました。それが今の燕庵です。

それでは、燕庵の特徴を見ていきましょう。屋根は茅葺屋根です。茅葺屋根は通常、農村部に建てられる民家に多く見られる形式ですが、茶室の場合、素朴さを表現したものです。客の入口はにじりぐちにかたながけで、その近くには刀掛が設けられています。小さな入口と刀掛の組合せは、武士でも刀をおいて中に入りなさいという意味、つまり平等を表現しています。内部は三畳台目に相伴席しゅうばんのついたものです。客には三枚の畳、亭主が着席する点前座は畳一枚に満たない台目畳、つまり客に広い空間を提供し、亭主は狭い空間を使用するのです。亭主の謙虚さ、逆に言うと客をもてなす、ということを形で表現したものです。さらにここでは、相伴席という空間が付加されています。ここはお伴の人が座るところですが、それまでは外で待機していた従者を中に招き入れるという意味と、しかしながら敷居と鴨居で隔てており、空間の上下を区別する武家の礼法に適したものの側面があります。また人数の多いときには空間を拡大するという使い方もあります。

床の間は、下座床、すなわち亭主から見て後方に位置する床の間となっています。床柱は手斧ではつった

杉材です。床框（床の前下部の横木）は黒漆で塗られています。床の間の側面には窓があげられていますが、ここでは壁下地を見せた下地窓したじまどに花入れの釘が打たれ、外側に障子が掛けられています。壁の下地を見せることは、草庵の表現です。つまりこの窓は、明かり採りというより、花を見せることを主眼として、あるいは花を生けなくとも床の間の掛物を重視し、その背景としての側壁を粗末に表現する手段として設けられているのです。花明窓はなあかりまどともいいます。はつりの床柱も粗い表現ですが、一方、塗りの床框などは格の高い表現です。それらを併せて見るならば、空間の上位と下位を紛らかしていると考えられます。室内における平等、客をもてなし、武家空間の秩序、などさまざまな意味を発信しているのが、この床の間です。

亭主の座する点前座の勝手付かってつき、つまり客とは反対側には、色紙窓しきしまどがあげられています。上下に違った形の矩形の窓を並べた形式で、日本伝統の色紙散らしのデザインの建築へ応用した形で、織部のオリジナルと考えられています。これは客から見ると亭主の背面にあるもので、点前座を演出する重要な背景となっています。

燕庵は先に紹介した利休の三畳台目を、さらに進化させた形です。織部は茶碗などでは破格のデザインを作り上げたことで知られていますが、建築においては、むしろ一つの形を洗練させることに力を注いでいました。それはやがて、多くの武将たちの茶室に採用されました。のちの時代から見ると茶室のスタンダードともいえるでしょう。



藪内家燕庵外観 茅葺屋根



藪内家燕庵内部 左が相伴席、右が点前座、袖壁の下が吹き抜けている
写真／公益財団法人 藪内燕庵所蔵

こうだいじ かさてい しぐれてい
高台寺傘亭および時雨亭

高台寺は、豊臣秀吉の正室高台院が秀吉の冥福を祈るために建立されました。複数の茶室がありますが、ここではその中の伏見城から移築されたと伝えられている傘亭と時雨亭という二つを案内します。

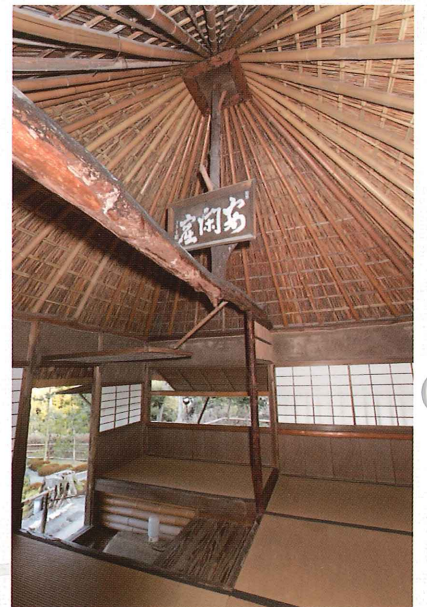
傘のような姿をしているところから名付けられた傘亭は、もと「安閑^{あんかんくつ}窟」と呼ばれていました。内部の東に掛けられた変額にその名を見ることができます。伝承では秀吉の伏見城に千利休が造ったものだと伝えられています。残念ながら現在では確かな証拠がありませんが、その形態や高台寺の成立を考えたとき、信じる一面をもっていると考えられます。

さて傘亭は、茅葺^{ぼうき}の宝形造りの建物で、内側では竹の垂木が上部の一点に集中し、傘を下から見上げたような形態となっています。部屋の中央を南北に渡された丸太^{はり}の梁の上に束が立てられ、いささかアクロバティックな構造となっています。間取りは、二間四方で南側に台目二畳の大きさの板間を張り出した一部屋

の構成です。入口は西側にあけられ、石敷の土間があり、舟入の形式となっており、かつて池に面して建てられていた名残とも考えられています。北側には畳一畳の上段があります。角に赤松皮付きの柱を立て、床の間のような形式です。しかしここが床の間にないことは、二方の壁面に窓があげられ、軸を掛けるところがないことから明らかです。南に張り出した板敷き部分には竈^{くど}と長炉、棚などが設けられています。

傘亭から土間廊下で時雨亭がつながっています。時雨亭は二階建の建物で、一階が勝手に二階部分が上段と下段に分かれています。上段は三方に突き上げの戸があり、大変開放的で、展望を楽しんだことがうかがわれます。下段には床の間に並んで竈の備わった茶立所が設けられており、竹の中柱と袖壁で小さく囲われ、謙虚な構えを見せています。

いずれも素朴な造りであって、自由な茶を楽しんだ空間の表現と読むことができます。



写真左上：傘亭と時雨亭

写真右上：傘亭内部 正面左が上段

写真右下：時雨亭二階 上段から下段に備わった
床の間(右)と茶点所(左)を望む

写真／神崎順一撮影



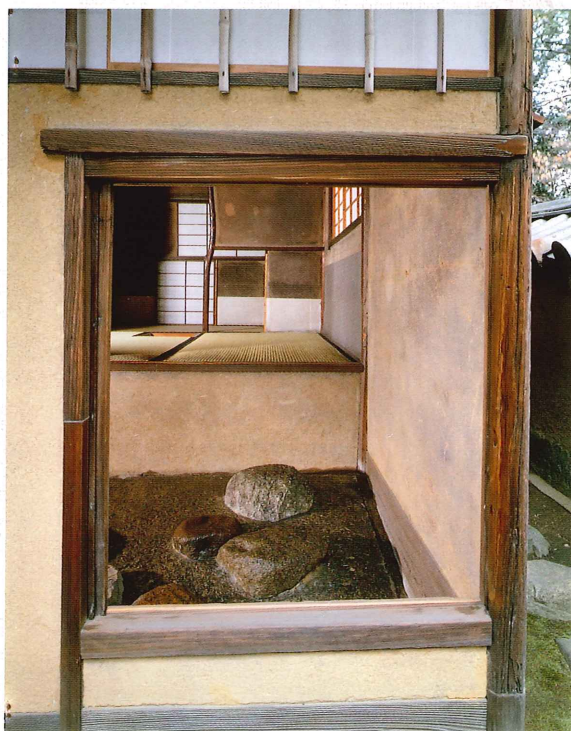
庭玉軒は、江戸時代初期の茶人^{かなもりそうわ}金森宗和によって造られた茶室と伝えられています。しかし別に、他の茶室に手を加えて、宗和好み^{うちつぽ}に改めたという説もあります。いずれにせよ宗和のデザインであった、ということには異論はなさそうです。さてこの茶室は非常に珍しい形態をしています。それは土間をもつ茶室なのです。この土間は内坪とも呼ばれます。通常、茶室は躰口や貴人口と呼ばれる出入口から客が座敷に直接上るのですが、ここでは躰口状^{くぐり}の潜りを入るとそこが土間になっています。土間には蹲踞^{つくばい}が設置され、座敷との境には引違の腰障子が建てられています。

室内は二畳台目。亭主が着席する点前座は台目量に中柱が立てられた謙虚な構成で、亭主の入口として太鼓襖^{こおき}が引違に建てられ、それぞれ茶道口^{さどうぐち}と給仕口^{きゅうじぐち}の役割を持ちます。床の間は下座に構えられ、天井は平天井^{ひらてん}と化粧屋根裏天井^{けしょうやねうらてんじょう}、落天井^{おちてんじょう}の三段の構成になっています。

さてこの土間付の茶室ですが、金森宗和がはじめて造ったということではありませんでした。じつは千利休が土間付の四畳半をつくっていたというのです。今は遺っていませんが、江戸時代に片桐石州らによって記録されていました。土間付の茶室は初期の茶室の形を伝えていると考えられるものなのです。小さな出入口からドマに入り、ユカに上がる形式は庶民の住宅に見られます。茶室には、土壁、壁下地を見せた下地窓、あるいは屋根裏を見せたような天井など、庶民の町家や民家のデザインが応用され、庭玉軒にも採用されています。さらにここでは、ドマとユカという民家の構成そのものが応用されました。

茶室は、庶民の住宅の素朴さを洗練させ、活かしています。やがてそれらは再び住宅建築に還元されますが、その意味で面白い巡り合わせの中に、この茶室は位置付けられます。

(建築史家・京都建築専門学校教員)



写真左：庭玉軒 潜りから室内を望む

写真右：庭玉軒内部 床の間とその右脇に
給仕口と茶道口が並ぶ

写真／真珠庵所蔵



保護財団の活動

通常理事会並びに定時評議員会を開催しました。

去る2月27日に通常理事会を開催し、平成25年度事業計画並びに収支予算、任期満了に伴う顧問の選任、平成24年度文化観光資源の所有者、管理者等に対する助成金の交付、規則の改正等が決議されました。また、5月30日には通常理事会を、6月24日には定時評議員会をそれぞれ開催しました。会議では、平成24年度事業報告並びに収支決算、任期満了に伴う理事の選任、規則の改正などを決議し、いずれも原案どおり承認されました。



2月27日通常理事会

評議員・理事の一部異動

これまでに下記のとおり評議員並びに理事の一部異動がありました。(順不同・敬称略)

〔新任〕 ●評議員

佐々木 鴻昭 (浄土真宗本願寺派執行長)

●専務理事

和田 隆夫 (専任)

●常務理事

奥 美里 (京都市文化市民局文化芸術担当局長)

●理事

天方 浩之 (京都市会くらし環境委員長)

藤田 裕之 (京都市副市長)

林 武史 (日本生命保険相互会社常務執行役員)

加藤 好文 (京阪電気鉄道株式会社社長)

〔退任〕 ●評議員

北畠 典生

●専務理事

小林 正雄

●常務理事

平竹 耕三

●理事

中野 洋一, 塚本 稔, 饗庭 浩二,

上田成之助, 赤井 久克

平成24年度文化観光資源保護事業50件に総額6,151万円を助成しました。

平成24年度の文化観光資源保護助成事業について、去る2月27日開催の通常理事会において、専門委員会で助成対象に選定されました50件の保護事業に対し総額6,151万円の助成金の交付を決定しました。当助成金は、これまでに会員の皆様からお寄せいただきました寄附金を活用しているものです。

助成金の内訳は、以下のとおりです。なお、詳細は、別冊『2012年度 活動報告』に掲載しています。

1) 文化財所有者、管理者の行う文化観光資源保護事業に対する助成

対象	件数	助成金
6 件	420万円	

2) 伝統行事、伝統芸能の保存に対する助成

対象	件数	助成金
43 件	5,411万円	

内訳

○伝統行事、伝統芸能の保存に対する助成	2 件	686万円
---------------------	-----	-------

○伝統行事、伝統芸能の執行・公開に対する助成	41 件	4,725万円
------------------------	------	---------

・ 伝統行事	18 件	4,383万円
--------	------	---------

・ 伝統芸能	23 件	342万円
--------	------	-------

3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成

1 件	320万円
-----	-------



神泉苑 善女龍王社修理



広河原松上げ

2013年度事業計画

当財団は、公益法人として、民間公益活動の向上に貢献すべく事業の構築につとめています。しかしながら、都市環境の急激な変化や自然災害、経済不況等により文化財や観光資源を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。このような中であって京都においては、当財団への期待、要請が各方面から今後ますます高まるものと思われ、これまで以上に有効な諸事業を展開し、存在基盤の強化を一層図るとともに、京都の文化観光の発展に更に取り組んでいきます。平成25年度の主な事業計画は、以下のとおりです。

I 文化観光資源保護事業

1 助成事業

文化観光資源保護事業の財政負担の軽減を図るため、本年度の募集要項にもとづき応募を行う下記の対象事業について、選定した事業に対して助成を行います。

- (1) 文化財所有者、管理者等の行う文化観光資源保護事業
- (2) 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行事業
- (3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備事業
- (4) 文化観光資源施設の整備事業
- 2 文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
- (1) 助成申請保護事業の実態調査並びに専門委員会による助成対象の選定
- (2) 京都の文化観光資源の調査研究、資料の収集・提供
- (3) 京都の文化財保護関係機関との協議

II 文化観光資源管理事業

京都市より管理を受託している下記27カ所の史跡、名勝、天然記念物等の文化観光資源について、適正な維持・管理と活用を図るための諸活動を行います。

<管理対象>

名勝 雙ヶ岡、史跡 天皇の杜古墳、史跡 醍醐寺境内（栢杜遺跡）、天然記念物 深泥池生物群集、史跡 御土居（7カ所）、史跡 方広寺石塔、史跡 鳥羽殿跡、史跡 栗栖野瓦窯跡、史跡 平安宮跡（内裏跡、豊楽院跡）、史跡 極楽寺跡、史跡 蛇塚古墳、史跡 西寺跡、史跡 天塚古墳、史跡 山科本願寺南殿跡、京都市指定史跡 上中城址、京都市指定史跡 大枝山古墳群、京都市登録史跡 福西遺跡公園、京都市登録建造物 島原大門、重要文化財 旧三井家下鴨別邸、史跡 岩倉具視幽棲旧宅【新規】

- (1) 文化観光資源の管理業務活動
管理する各史跡等について、日常の巡回による維持管理と各地元保存会と連携して適切な管理につとめます。
- (2) 調査研究
各史跡等の適正な維持管理と保護のあり方について、日常の業務において写真記録や情報の収集を行い、調査記録を行います。
- (3) 普及啓発活動
各史跡等の整備前後の状況等をウェブサイトで情報発信します。また、一般見学の便宜や紹介印刷物の作成配布等によって、維持保存のための協力と支援を呼びかけ、普及啓発につとめます。

III 文化観光資源保護普及啓発事業

京都の文化観光資源の普及啓発にあたり、愛護思想の高まりと知識の普及向上を図り、文化観光資源保護への協力と支援を呼びかける諸事業を実施します。

- (1) 刊行物の発行
「京の文化財カレンダー」、既刊刊行物の配布、公開対象文化財の解説書を作成し、配布します。
- (2) 文化観光資源の公開事業
京都の文化財や観光資源の愛護思想の普及向上と所有者・管理者の維持管理の負担軽減を図るため、当財団の助成により修復された文化観光資源や非公開の文化財等の公開事業を実施します。また、京都の文化財や観光資源に関する展覧会、講演会、セミナーを企画します。
- (3) ウェブサイトによる発信事業
活動の情報公開や京都の文化観光資源の紹介、有識者による文化財の執筆、実施事業等を配信し、内容の一層の充実と更新の頻度を上げて利用者の拡大と協力を呼びかけます。
- (4) 伝統行事・芸能功労者表彰
京都の伝統行事・芸能の保存と継承に長年にわたり貢献されてきた功労者を表彰し、京都の伝統行事、芸能の保存継承につとめます。
- (5) 文化観光資源に関する事業の後援・協力を行います。

IV 会員事業

(1) 「会報」「年間活動報告」の発行

京都の文化財や観光資源に関する有識者の寄稿や事業活動等を詳しく掲載し、活動への支援協力を呼びかけるため機関誌「会報」を年3号発行します。また、事業活動や財務報告等を掲載した「年間活動報告」を発行します。

(2) 会員事業及び刊行物等の案内配布

「三大祭」の観覧招待、助成対象とした文化観光資源等の特別鑑賞・見学会の実施案内、刊行物の割引頒布、「文化財グッズ」の配布を行います。併せて、「文化財カレンダー」、「京都・文化財ダイアリーオリジナル手帳」を進呈します。

(3) ウェブサイトによる発信

当財団のウェブサイトに開設しています会員専用サイトに会員事業の実施案内や会員からの投稿等掲載し、会員との連携につとめます。

(4) 会員サークルとボランティア協力の推進

京都の文化財や観光資源について、更に理解を深めてもらうことを狙いに会員サークル活動と財団事業活動へのボランティア協力の支援を推進します。

(5) 新規会員・寄附金募集並びに寄附協力者の顕彰

新規会員の一層の拡充及び寄附金募集につとめるため、活動紹介パンフレットの配布や各普及啓発事業において呼びかけを行います。また、特別寄附金高額の寄附者に感謝状を贈呈します。

V 法人運営

- (1) 寄附金税制措置、社会貢献寄附の受け入れを行います。
- (2) 今後将来にわたり公益目的事業を推進していくための財政基盤を確立するため、新たに収益事業の取り組みを検討します。
- (3) 公益法人として、公益法人制度関係費並びに定款等に沿った業務執行、法人運営につとめるため内部規程を整備します。また、事務局体制の強化に向けた人員配置について検討します。

2013年度収支予算（要約）

4月1日から3月31日まで

単位:円

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常増減	
① 基本財産運用益	2,500,000
② 特定資産運用益	300,000
③ 受取助成金	93,490,000
④ 事業収益	64,410,000
⑤ 受取寄附金	6,000,000
⑥ 雑収益	1,100,000
経常収益計	167,800,000
(2) 経常費用	
① 事業費	152,140,000
② 管理費	15,690,000
経常費用計	167,830,000
当期経常増減額	△30,000
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
基本財産評価損益等	30,000
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	200,000,000
一般正味財産期末残高	200,000,000
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	11,120,000
指定正味財産期末残高	11,120,000
III 正味財産期末残高	211,120,000

平成25年度 文化観光資源保護事業の助成申請を募集しました。

平成25年度文化観光資源保護事業の助成申請の募集・受付を行いましたところ47件の申請がありました。申請事業の内訳は、文化財所有者、管理者の行う文化観光資源保護事業5件、伝統行事、伝統芸能保存・執行事業41件、文化観光資源をとりまく自然環境の保全事業1件です。主な事業では、文化観光資源保護事業では、月橋院（京都市伏見区）の山門修理工事、大原野神社（京都市西京区）の摂社若宮社修理工事、安井金比羅宮（京都市東山区）の本殿修理工事などがありました。また、伝統行事、伝統芸能保存・執行事業では、祇園祭山鉾10基の保存修理事業や行事・芸能40件の執行・公開事業の申請がありました。今後、事務局で実地調査など行い、専門委員会で助成対象の選定を行います。

新管理史跡の紹介

本年度から新たに史跡「岩倉具視幽棲旧宅」の管理運営を行うことになりましたので、ご紹介します。

史跡 いわくらともみ ゆうせいきゅうたく 岩倉具視幽棲旧宅（京都市左京区岩倉上蔵町）

幕末・明治期の代表的な政治家である岩倉具視が、公武合体をすすめ和宮降嫁を推進したことにより、尊皇攘夷派から佐幕派の巨頭と見られるに至り、文久2年（1862）に攘夷運動の高まりの中で引責、出家し洛北の岩倉村に慶応3年（1867）までの間、幽居した邸宅。文政2年（1825）に参議正三位堀川康親の次男として生まれ、天保9年（1838）に公卿岩倉具慶の養子となる。安政元年（1854）には孝明天皇の侍従となり、次第に朝廷内において台頭し、発言力を増した。この邸宅で薩摩など諸藩の志士と通じ、維新の密議をこらしたといわれる。



- 公開時間 9：00～17：00（入場は16：30まで）
- 休館日 月曜日（祝日の場合は開館、翌平日休館）、年末年始（12月29日～1月3日）
- 見学料 大人 300円、中高生 200円、小学生以下 100円（団体割引等はありません）
- 交通案内 叡山電車／岩倉下車…徒歩約20分 京都バス／岩倉実相院下車…徒歩約3分
駐車場 無
車椅子による見学 不可
- 問合せ 京都市文化市民局文化財保護課 ☎075-366-1498



京の文化財探訪 建仁寺『開山堂(旧護国院)』と『浴室』文化財特別公開を行いました。

去る3月16～24日に京都最初の禅苑 建仁寺の開山堂(旧護国院)楼門の修復を記念し、普段非公開の「開山堂(旧護国院)」と「浴室」の文化財特別公開事業を実施しました。期間中1,288名の拝観者を数え、建築や障壁画等の文化財をご鑑賞いただきました。また、当寺の文化財の維持管理に充当していただくため、拝観料の半額を助成しました。



京都市指定文化財「長江家住宅－祇園祭屏風飾り－」特別公開を実施します。

京都市指定文化財「長江家住宅」の祇園祭宵山に飾られる屏風飾りの特別公開を実施します。今では少なくなりました祇園祭宵山の屏風祭の風情と京町家ならではの夏の室礼を、京都の文化財を守る会ボランティア部の皆さんによる案内で鑑賞していただきます。

- ◆日時 7月14日(日) 午後1時～午後8時
15日(月・祝)・16日(火) 午前10時～午後8時
- ◆場所 長江家住宅（京都市下京区新町通綾小路下ル船鉾町）
- ◆見学科 700円（高校生以上）※見学科の半額を長江家住宅の文化財維持管理に充当します。
- ◆協力 京都の文化財を守る会



【特別寄附金】

【公益目的事業共通】

法人

慈済院 代表役員 小林承鐵 (京都市)

個人

蔭山 利雄 (京都市)

遠藤維久子 (京都市)

江上 泰山 (京都市)

遠藤伊之助 (京都市)

岩佐 氏昭 (京都市)

山田 庫市 (京都市)

ほか匿名2名

【文化観光資源保護事業】

個人

赤間 義男 (向日市)

藤森 弘子 (宇治市)

木村周太郎 (京都市)

松村美南子 (福岡市)

赤間喜代子 (向日市)

太田 稔 (京都市)

稲垣 保彦 (津市)

小寺 啓介 (京都市)

植木 一盛 (広島市)

川村 弘子 (京都市)

浅野 明美 (京都市)

ほか匿名4名

【一般(会員)寄附金】

法人

慈済院 代表役員 小林承鐵 (京都市)

寂光院 代表役員 瀧澤智明 (京都市)

鞍馬火祭保存会 会長 三宅徳彦 (京都市)

上賀茂やすらい踊保存会 会長 藤井博志 (京都市)

壬生六斎念仏講中 会長 林 啓之典 (京都市)

個人

上川 正 (京都市)

魚住 邦介 (神戸市)

藤原 明子 (京都市)

浅野 明美 (京都市)

千葉 英司 (平塚市)

耕納 英一 (京都市)

白数 直江 (京都市)

渡邊 勝広 (京都市)

黒澤嘉代子 (名古屋)

前中 恵子 (城陽市)

原山八重子 (京都市)

渡邊礼以子 (京都市)

竹内 清一 (所沢市)

操田 邦男 (堺市)

山口 彰 (京都市)

宮崎 澄子 (京都市)

中村 雪枝 (京都市)

竹内キミ子 (京都市)

小笠原美和子 (大津市)

宮崎 道也 (京都市)

藤本 博子 (京都市)

堀江 精一 (京都市)

升山 春彦 (京都市)

江上 泰山 (京都市)

桐谷 修 (東京都)

林 詠子 (八幡市)

穂本 旬子 (東京都)

新井 品子 (京都市)

山田美幸子 (岐阜県羽島郡)

浅見 喜弘 (京都市)

永津 国明 (静岡市)

田島 和美 (茨木市)

林 昌子 (大津市)

安井 春美 (東京都)

竹下加代子 (京都市)

野田 隆行 (亀岡市)

万代 浩明 (堺市)

奥山 脩二 (京都市)

樋口ちづ子 (城陽市)

濱上 文子 (京都市)

木田 明美 (東大阪市)

江口 和廣 (東京都)

有馬 頼底 (京都市)

伊勢 芳夫 (尼崎市)

井戸 礼子 (吹田市)

江村富美子 (京都市)

岡田 直久 (京都市)

伊勢 和夫 (京都市)

佐藤 昭夫 (京都市)

降旗 密枝 (大阪市)

勝又 栄一 (京都市)

杉浦 晴美 (京都市)

上村 啓子 (京都市)

山内 洋子 (京都市)

楠見タキ子 (岡山市)

船越 勝博 (京都市)

上村 正宏 (京都市)

村田 敏光 (京都市)

菱田 元七 (京都市)

井口賢太郎 (京都市)

田中 一幸 (堺市)

太田 稔 (京都市)

稲垣 保彦 (津市)

三崎 正敏 (東京都)

山下 和宏 (福井県丹生郡)

渡辺三根子 (枚方市)

岡本 克彦 (浜松市)

林 節治 (京都市)

野山 直子 (城陽市)

保坂 晶子 (郡山市)

大谷美美子 (京都市)

名越 健 (京都市)

奈良 行博 (大阪市)

保坂 清司 (郡山市)

中辻 政美 (城陽市)

古川しま子 (京都市)

安部 真木 (吹田市)

澤野 孝弘 (長岡京市)

拝師 照代 (京都市)

中山 ミヨ (京都市)

熊倉美智子 (京都市)

澤野 和恵 (長岡京市)

平野 昭子 (京都市)

峠 紀子 (茨木市)

山形 喜彦 (京都市)

境 春子 (京都市)

城戸 進 (京都市)

柳井 浩 (摂津市)

山形 洋子 (京都市)

五十棲熙江 (守口市)

太田 錠次 (愛知県額田郡)

齊藤 武夫 (京都市)

篠原 明 (京都府乙訓郡)

石丸 澄子 (茨木市)

藤井 ひさ (京都市)

井上 雅彦 (名古屋)

柴田 宏子 (京都市)

石丸 善雄 (茨木市)

伊勢 初枝 (京都市)

永来 保二 (宇治市)

秋山 英也 (京都市)

鈴木 和子 (京都市)

村上千恵子 (亀岡市)

吉川 裕子 (京都市)

谷口 幸治 (京都市)

上村 京子 (京都府乙訓郡)

藤井 享子 (京都市)

高橋 和子 (京都市)

高島 正子 (京都市)

上村 和直 (京都府乙訓郡)

豊岡 利彦 (京都市)

古橋 徳康 (京都市)

今野 勇一 (高槻市)

川嶋 秀幸 (さいたま市)

松本 孝子 (大津市)

林 直巳 (京都市)

上村 芳蔵 (京都市)

川嶋 純子 (さいたま市)

高木 陽子 (京都市)

早 厚子 (京都市)

稲垣 誠夫 (宝塚市)

川嶋 博 (さいたま市)

高尾 幸江 (京都市)

岡西 進 (神戸市)

村川 武彦 (芦屋市)

根本 昌郎 (宇治市)

吉川 克枝 (京都市)

中尾 明美 (京都市)

山本 光子 (京都市)

ほか匿名45名

【京都市文化観光資源保護基金寄附金】

個人

匿名2名

※各ご芳名は、寄附受納日順に掲載しています。

京都市文化観光資源保護財団ウェブサイト

—京都 その文化遺産の保護と未来のために—

<http://www.kyobunka.or.jp>

当財団の事業活動の紹介、情報公開や京都の文化財、観光などの情報発信を行っています。また、会員専用サイトでは会員事業の案内やお便りなど掲載していますので、ご利用下さい。



会 員 通 信

会員事業を実施しました。

◆「八坂神社」助成文化財特別鑑賞(1月22日)

当日は、91名の方々が参加されました。はじめに、橋本正明八坂神社文教部長様から「八坂神社の歴史と文化財」について詳しいお話をいただきつづいて、本殿を正式参拝しました。その後、ご案内のもと今年度修復されました美御前社を見学し、新たに発見された内陣背面両脇壁の板唐戸に描かれた獅子の障壁画などを特別に見学させていただきました。最後に、京都の文化財を守る会ボランティア部の方々の案内引率のもとに境内の社殿を見学しました。

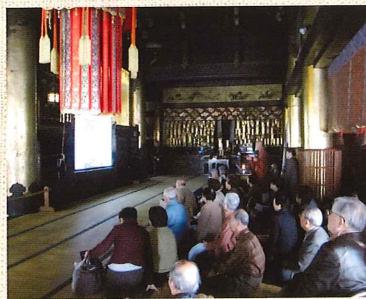


参加された皆様のご感想 (一部・敬称略)

●一対の唐獅子、牡丹を拝見する事が出来有意義な鑑賞会でした。(赤間 義男) ●大変興味深いお話を聞くことができ、今まで知らなかった事を数多く教えていただき感謝しております。(岩本正博・歩) ●平素何気なくお参りさせていただいていたのですが、改めて歴史、文化財等を思いかえました。(匿名) ●内陣がとてもきれいで驚きました。知っているようで知らないのが、よくわかりました。(匿名)

◆「真正極楽寺(真如堂)」助成文化財特別鑑賞(3月9日)

当財団が助成し修復されました屏風と当寺で特別公開される涅槃図などの文化財を特別に鑑賞していただく事業で、当日は100名の皆さんが参加されました。当寺の竹内純照執事から「真正極楽寺の歴史と文化財」について、当寺の美しい四季の風景や文化財のスライド写真を交えたお話しをお聞きした後、ご案内のもと涅槃図、屏風、庭園などや特別に境内の諸堂も公開していただき見学しました。



参加された皆様のご感想 (一部・敬称略)

●身近にあってなかなか行けなかった真如堂の文化財を鑑賞させていただき、有難うございました。涅槃図は素晴らしく、境内の諸堂も丁寧な説明で良かったです。(柴山哲夫) ●東山を借景とした涅槃の庭が最高でした。この景観がいつまでも続きますように。(篠原 明) ●何年ぶりにおまいりし宝物を拝見することが出来て感激しています。(匿名)

◆建仁寺「開山堂(旧護国院)と浴室」特別公開事業に招待

3月16日～24日に実施しました当事業には、申し込みのあった全員をご招待しました。普段は、非公開の建築や障壁画の文化財を鑑賞していただきました。

◆京都古文化保存協会主催

「京都春季非公開文化財特別拝観」に招待

公益財団法人京都古文化保存協会主催の当事業には、大勢の皆さまから申込みをいただきましたので、全員の方をご招待しました。

◆古建築を学ぶ「社寺建築展示資料館」見学会(4月16日)

今回は、これまでの鑑賞事業とは趣きを変え、古建築について理解を深めていただくため株式会社奥谷組様の特別協力により開催しました。当日は、午前と午後の2回に分けて行い53名の方が参加されました。千田日出雄奥谷組社長様に社寺建築についてのお話しと案内をいただき、精密な建築模型や大工道具類、作業場を皆さん大変興味深く見学されました。



◆葵祭行列観覧事業(5月15日)

今年の葵祭は、好天気に恵まれ京都御苑建礼門前に特設しました当財団の招待席で、斎王代をはじめとする王朝絵巻の優雅な行列「路頭の儀」を大勢の皆さんに観覧いただきました。また、皆さんに「葵祭」のオリジナルポストカードを進呈しました。

京都市文化観光資源保護財団 会報No.107
発行日/2013年(平成25年)7月1日
会報題字/理事長 山口昌紀

編集・発行/公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団 事務局
京都市東山区三條通大橋東二丁目73番地2 京都二条大橋3階
TEL 075(752)0235 <http://www.kyobunka.or.jp>
印刷/株式会社 図書印刷 同朋舎

〒605-0001